

2 西子保第 138 号

令和 2 年 4 月 10 日

保護者各位

西東京市子育て支援部

保育課長 海老澤 功

緊急事態宣言を受けた特別保育の実施について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園の自粛等にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、4月7日の国による緊急事態宣言及び4月9日の東京都の方針決定を受け、本市の認可保育所等（認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）における保育提供体制を縮小いたします。皆様の大切なお子様や、保護者の皆様、そして保育園職員を新型コロナウイルスの感染から守るための取組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 保育所等の運営について

- (1) 緊急事態宣言の期間である4月15日（水）から5月6日（水）まで、認可保育所等を原則「臨時休園」とします。緊急事態宣言を受けて在園する保育園が休園となることを勤務先にお伝えいただき、ご家庭での保育をお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言が発令された状況下でも、世帯の全ての保護者の方が社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているご家庭など、どうしても保育が必要なご事情があるご家庭については、届け出に応じて「特別保育」を実施します。
- (3) 緊急事態宣言の状況下で求められる人と人との接触を徹底的に低減するため、「特別保育」の希望者がいない日は保育園を休園とし、保育園職員も外出を控えます。

2. 特別保育の実施について

- (1) 「特別保育」については、在園する保育園にて実施します。運営に当たっては、お預かりするお子様や保育園職員等の感染リスクを抑えるため、お預かりするお子様の人数に見合う縮小した職員体制で実施いたします。
- (2) 「特別保育」は4月15日（水）より実施します。保育が必要なご家庭は別紙「緊急事態宣言を受けた特別保育利用届出書」を4月14日（火）までに在園している保育園にご提出ください。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「特別保育」を申し込まれた場合でも、利用できるのは、保護者が勤務を要する日に限定されます。お休みすることができる日はお休みいただくことや、早めのお迎えにご協力をお願いいたします。